

令和5年5月18日

教職員 各位

教養教育院長

南 川 慶 二

教養教育授業の実施等について（通知）

令和5年5月8日以降、本学における「新型コロナウイルス感染症に関する本学の基本方針」及び「新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画（BCP）」並びに「新型コロナウイルスの感染防止に関する授業実施ガイドライン」が廃止されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に対する教養教育授業実施方針」は廃止します。

令和5年5月8日以降は、授業の実施等についてはコロナ禍前に戻すことを基本とし、下記のとおりとします。

（1）授業は、対面授業を基本として実施する。

ただし、一部の授業を遠隔で実施する場合は、本学ホームページ、教務システム、メール等で学生に周知する。

※対面授業の実施にあたっては、引き続き感染対策を行ってください。感染症の予防には「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な対策が有効です。

（2）学生から、学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症と診断され、授業等への出席を停止されたため又は感染者と同様の症状があり大学への登校を控えただために授業等を欠席する旨の報告があった場合は、当該学生の単位認定に支障がないよう十分に配慮する。